

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 3 5 回 総 会

平成 3 0 年 1 月 1 0 日

第35回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年 1月10日 (水)

午後 3時00分～

場 所 熊野の宿 海ひかり

会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 原 田 稔 夫

森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久 岡 田 住 夫

室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満 栗 原 清 志

杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 大 橋 秀 行 山 口 政 高

辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 小 瀬 功 福 山 康 子

栗 須 幹 生

(欠席委員) 井 谷 雄 二 浦 坪 昇

(事務局) 事務局長 吉井 敬幸 農政係長 鈴木 健 係 竹原 千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

報告事項 (1) 農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請に  
対する許可書の交付について (買受適格証明関係)

(2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者につ  
いて

議長 皆様新年明けましておめでとうございます。

新年早々、皆様にはお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、平成28年4月1日に施行されました改正農業委員会法に基づく農業委員会の新制度への移行につきましては、三重県内の29市町の農業委員会のうち、21の市町の農業委員会が既に新体制へ移行しており、30年度にはすべての農業委員会が新体制に移行することになっております。我々農業委員会におきましても、今年の4月から新しい制度に移行することになります。この改正に基づいた新しい制度では、農業委員の選出は、市長が議員の同意を得て任命する方法に変更となり、また、定数も現在の25人から上限14人になります。そして農業委員とは別に農地利用最適化推進委員7人を新たに設けることとなります。昨年は新体制への移行に向け、事務局では準備を進めてまいりました。委員の皆様にも色々ご協力をお願いさせていただきましたが、今後も農業委員会業務についてご協力よろしくお願ひいたします。本日は総会終了後、三重県農業会議から講師をお迎えして、振興部会主催による農業委員研修会を予定しておりますので、今後の農業委員の役割についての認識を深めていただきたいと思います。長くなりましたが、本年も引き続き、農業委員会業務の推進にご尽力賜りますようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は22名であります。欠席の届出は、4番井谷委員、22番浦坪委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第35回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、23番小瀬委員、24番福山委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第35回総会総括表、5条所有権の移転は、2件で田1,044㎡、畑82㎡、計1,126㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権設定は1件で畑4,697㎡、計4,697㎡でござ

ございます。合計は、3件で田1,044㎡、畑4,779、総合計は5,823㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、金山町字南野■■■■番■■■■、台帳畑、現況休耕、面積82㎡、計82㎡でございます。譲渡人は金山町■■■■さん。譲受人は金山町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、普通乗用車3台分の駐車場用地ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、飛鳥町小又字日浦■■■■番■■■■、台帳田、現況休耕、面積1,044㎡でございます。譲渡人は、井戸町■■■■さん。譲受人は、東京都文京区株式会社■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、山林、雑種地と一体利用で、総面積が1,815㎡、ソーラーパネル2基、設置面積は553.53㎡、太陽光設備設置割合は30.49%です。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、電力受給契約申込書の写し、資金証明書、設置割合40%を下回る理由書、定款の写し、法人登記事項証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第1号議案の1番、2番については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、金山町お願いいたします。

13番(榎本委員) 13番、榎本です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。

転用の目的は事務局の説明のとおりです。現地は案内図にありますように周囲は市街化が進んでいるところでございます。■■■■さんの隣接する土地であり、現地は金山多目的集会所より県道御浜北山線を御浜町方面へ約

300mのところでございます。この案件につきましては、地元委員としてはなんら問題はないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

議長 次に、所有権移転の2番について、飛鳥町お願いいたします。

15番(栗原委員) 15番、栗原です。

ソーラーを設置したいということです。現地は小又で、42号線から約1キロ入った田んぼアートの川向でございます。譲渡人の[ ]さんは20年ほど前から田を荒らしております。隣には雑種地があり、ここにも一緒にソーラーを設置するということでございます。設置割合が40%を下回っておりますが、日照の問題でソーラーを設置するのに向きが悪いとことで40%を下回っております。この案件につきましては何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長(多川委員)

1号議案の1、2につきましては地元委員のいうとおり何ら問題はないと思います。

議長 農地部会長さんからは、特にご意見もないとのことですので、お諮りいたします。第1号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、紀和町矢ノ川字西地[ ]番[ ]、台帳畑、現況畑、面積は261㎡ほか計7筆4,697㎡でございます。利用目的といたしましては柑橘栽培

をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町矢ノ川■■■■さん。借受人は松阪市■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規設定でございます。

承認事項1については、農地全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について紀和町お願いいたします。

23番（小瀬委員） 23番、小瀬です。

承認事項の1の1番について説明させていただきます。現地は紀和町矢ノ川の里地地区にある矢倉谷川沿いの市道に沿った農地で、一帯は柑橘の新姫の樹園地です。利用者は一般財団法人■■■■で10年前に新規設定を行い、新姫を栽培し現在に至っております。今回、農地中間機構を利用し、■■■■へ預け入れを行った後に■■■■が借りることになります。中間管理機構の制度を利用した形となっておりますが、内容はこれまでどおり利用権の再設定と同じということで、地元委員としては何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、報告事項1の農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請に対する許可書の申請について、事務局から説明をいたさせます。事務局。

事務局（農政係長）

昨年11月10日開催の第33回総会でご審議いただきました「買受適格証明書交付申請」について、その後の経過を報告させていただきます。

第33回総会で承認された申請人に対して平成29年11月10日付で「買受適格証明書」を交付しております。買受適格証明書をもって申請人が、12月1日から8日の間に裁判所への入札受付を行い、結果配布させていただいた資料のとおり、12月14日に「最高価買受届出人」に定められました。「最高価買受届出人」から「農地法第3条の規定による所有権移転の許可し申請書」が10月20日に提出されておりましたので、審査の結果、買受適格証明交付時と落札された時点での事情が異なっているとは認められませんでしたので、平成29年12月18日付で3条の許可書を交付しております。

今後の手続きとしては、買受申出人は3条の許可書を裁判所に提出した後、売却決定期日である1月25日に、最高価買受申出人に不動産を売却するか否かを裁判所が決定します。その後、1週間の異議申立期間を経て売却が許可されると、最高価買受申出人は正式に買受人となり、代金を納期までに納めると所有権を取得できることとなります。以上報告させていただきます。

議長 ただいまの報告事項1の事務局の説明につきまして、ご質問はございますか。

（なし）

議長 次に報告事項2の農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者について、事務局から説明をいたさせます。

事務局（農政係長）

報告事項2について説明させていただきます。

お手元に配布させていただきました、農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者につきまして、農業委員定数14人と推進委員定数7人に対して、定数のとおり候補者の推薦及び応募がございましたので、候補者を報告させていただきます。現在はまだ候補者ですが、農業委員につきましては3月の市議会の同意を得ることになります。その後4月の農業委員会の第1回総会の場で、市長より熊野市農業委員として任命されることとなります。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会の会長が推進委員を委嘱することとなりますので、農業委員会の新体制発足後、次期会長から農地利用最適化推進委員として委嘱されることとなります、第1回の総会は、4月3日

火曜日、9時30分からを予定しております。 以上でございます。

議 長 ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問はございませんか。

(な し)

これをもちまして、本日の総会に附議された議案は、全て議了いたしました。 他に何かございませんか。

(な し)

議 長 それでは、事務局から連絡事項がございます。 事務局。

事務局長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

本日はこの後この会場にて、三重県農業会議の米山参事を講師としてお迎えして、振興部会主催による農業委員研修会を開催いたします。時間は午後3時40分から開催しますのでよろしくお願いいたします。また、研修会終了後は、隣の宴会場へ移動していただき懇親会を行いますのでよろしくお願いいたします。

次に、次回の現地調査ですが、1月31日水曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。

また、次回の第36回総会は、2月9日金曜日、午前9時30分から、駅前の文化交流センターでの開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日の総会終了後に農業振興課より農業振興地域について、農業委員の皆さんに説明させていただきたいということですので、総会を閉じましてもしばらくおまちくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

議 長 これをもちまして、第35回総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(閉会 午後 3時25分)



議事録署名委員

23番委員

24番委員

会長